

広島県国民健康保険団体連合会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が働きやすい環境を整備し、仕事と生活の調和を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和11年3月31日の4年間

2. 内容

目標1：育児休業、配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率を100%とする。

<対策>

- 令和7年度～
 - ・ 所属長が対象職員と面談実施
 - ・ 出産・育児に係る休暇制度の周知徹底

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり14日/年以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～（以降毎年4月に実施）
 - 各課（室）において計画表を策定
- 令和7年5月～ 前月の取得状況を確認し、目標達成への進捗を管理
- 随時
 - ・ 大型連休前などに、連休に紐付け有給休暇の取得をアナウンス
 - ・ 所属長が各職員の業務の進捗を管理し、適時休暇の取得を促す。

目標3：時間外勤務の時間数を1人当たり8時間/月以下とする。

<対策>

- 令和7年4月～（以降毎年4月に実施）
 - 各課（室）における前年度の時間外勤務の結果及び年間削減計画の提出
- 令和7年5月～（以降毎月実施）
 - 対前月・対前年同月比での増加・減少要因を確認・分析し、目標達成への進捗を管理する。